

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

令和5年2月22日

荒尾市

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------------|---|--|
| 1 | 南側道路よりバスがアクセスするためのバス停留所設置位置 | 南側道路よりバスがアクセスできるよう車路及び停車スペースを設けることとあるが、敷地内の建物付近にバス停留所を設置するのか、それとも南側道路に寄り付きスペースを設けるのか。 | 要求水準書P47. 路線バス停留所に記載のとおり、バス停留所は敷地内を想定しています。敷地内における設置位置については、利用者の利便性に配慮のうえ、事業者の提案に委ねます。なお設置位置については、事業者の提案を踏まえ、市及び路線バスの事業者との協議により決定します。また補足として、敷地内乗り入れについては、令和4年11月4日公表の「要求水準書に関する質問への回答」No. 10に記載のとおり、本施設の開業と同時に路線の見直しを行うよう、現在市において検討しています。 |
| 2 | 樹木の選定及び伐採について | 樹木の選定及び伐採について、植栽は必ず必要か。 | 隣接する芝生広場との連続性を確保する上で植栽は必要です。要求水準書P47. 植栽・フェンス等に記載のとおり、樹木の選定及び伐採に当たっては、落葉等が周辺住民に与える影響を考慮したうえで、豊かな植栽計画を提案してください。あわせて、南新地地区計画においても、「道路境界線からの壁面後退部分は、可能な限り緑化に努め、適切な維持管理を行うこと」を方針として掲げており、これらを踏まえて計画して下さい。 参考：南新地地区地区計画 https://www.city.arao.lg.jp/pdf/d1Pq=87303_filelib_fdb52a8bdc061a77c8c066eda9163ee4.pdf |
| 3 | 雨水排水 | 各種排水を衛生的に公共下水道まで導く計画とあるが、雨水も公共下水道へ接続できるのか。 | 生活雑排水と雨水は分流します。雨水の処理は北側道路の側溝、南側は道路に側溝がないため雨水枡に接続して下さい。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|--|--|
| 4 | 検診車用駐車場と車中泊対応駐車場 | 検診車用駐車場と車中泊対応駐車場は兼用と考えても良いか。 (検診車は昼間、車中泊は夜間使用とする) | 兼用は不可です。車中泊対応駐車スペースは要求水準書P88に記載のとおり、24時間利用が前提であり、検診車駐車スペースは一般利用駐車場とは別途整備する必要があります。車中泊駐車台数は事業者の提案に委ねますが、道の駅利用者向け駐車台数に含める提案も可能です。 |
| 5 | 検診車用駐車場と車中泊対応駐車場 | 車中泊対応電源設備の仕様をお示し下さい。 | コンセントで電源が取れることを想定しています。 |
| 6 | 検診車用駐車場と車中泊対応駐車場 | 電源の貸出は有料と考えて宜しいでしょうか。 | 要求水準書P93表「利用料金等の上限」の外構：駐車場に記載のとおり、利用料金については事業者の提案に委ねます。なお、荒尾市ではRVパークのような運用を想定しています。 |
| 7 | 南側道路からの入退場位置 | 南側の市道からの入退場について、入退場口を2か所設置可能か。 | 要求水準書P28に記載のとおり、敷地南側道路について、現状、西側道路に至る30m手前まではソフトコーンが設置されています。敷地南側から敷地内への車両動線については、ソフトコーンの撤去検討含め、設計・建設段階での協議が可能です。この点を踏まえ、入退場口の設置個数及び進入路については事業者の提案に委ねます。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------|---|--|
| 8 | 北側の芝生広場設置位置 | 北側の芝生広場の建設位置は、配置模式図に記載してある敷地中央から大幅な変更はないと考えて良いか。（例えば、北側や南側の端部に大きく移動するなど）また、計画はどちらが行うのか。 | <p>前段について、要求水準書記載の配置模式図はあくまでイメージであり、芝生広場の位置の詳細位置は確定したものではありません。</p> <p>芝生広場については、令和4年11月4日公表の「対話議題に関する共通認識事項(第1回)」No.36に記載のとおり、ウェルネス拠点施設に整備する大屋根広場との連続性を確保したうえで一体的な活用を想定しているため、芝生広場の詳細の位置については今後調整が生じる可能性があります。芝生広場の東西に民間施設を設置する配置イメージは変わりません。この点を踏まえて、大屋根広場の位置・形状等を提案してください。</p> <p>後段について、芝生広場の設計・整備は荒尾市が行います。</p> |
| 9 | 北側道路について | 北側道路は相互通行可の市道であるが、車両の通行は常時行えるものと考えて良いか。「歩行者のみ通行可能」のような扱いをすることはあるのか。また、メンテ車両のみ通行可とするのか。 | <p>前段について、車両の通行は常時可能です。</p> <p>中段について、イベントの際、一時的に歩行者のみ通行可能とすることは想定されます。</p> <p>後段について、一般車両の通行を想定しているため、現時点では、特定の車両のみ通行させるといった運用は想定していません。</p> |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|
| 10 | 道の駅に隣接する芝生広場について | 隣接の芝生広場を活用した提案は可能でしょうか。道の駅と芝生広場を隔てる道路について安全に渡れる仕様になっているかご教示下さい。 | <p>事業者の提案により、芝生広場との一体的な活用は可能です。賑わい創出のために積極的な活用を期待します。なお、南新地地区はエリアマネジメント団体の設立を考慮しており、芝生広場活用の詳細については、事業者提案を踏まえ、市やエリアマネジメント団体等との協議により決定します。</p> <p>芝生広場整備時期は、令和7年度中の完成を想定しています。整備内容は芝張り後、ベンチ・東屋・水道・手洗い場を予定しています。</p> <p>管理は荒尾市又はエリアマネジメント団体が行い、使用料等を徴収したうえでイベント等に貸し出すことを想定しています。公園は都市公園ではなく荒尾市の普通財産として整備するため、火気の使用は可能とする想定です。</p> <p>9街区と12街区間の横断について、現時点では、横断歩道の計画はありませんが、例えば、9街区と12街区を一体的に活用するイベント等の実施により、一時的に歩行者専用とする運用は想定されます。</p> |
| 11 | 道の駅に隣接する芝生広場について | 芝生広場にトイレは整備する予定でしょうか。また、電源の整備は考えて頂けませんか。 | 芝生広場にトイレの整備予定はありません。電源については、今後検討します。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|--|--|
| 12 | 道の駅に隣接する芝生広場について | 9街区と12街区の間の道路について、通常時も横断歩道はないのですか。 | 現段階ではありません。今後、イベント等の開催頻度によっては検討が必要になると想定されるため、芝生広場の供用開始後に、警察と継続的に協議を行う予定です。 |
| 13 | 道の駅と保福子施設の交流に期待すること | ウェルネス拠点施設として多様な世代の交流促進を図ることを目指されると考えますが道の駅と保福子施設の交流に何を期待されますか。 | 道の駅と保福子施設が複合化することによるメリットは、要求水準書P25に記載のとおり、道の駅では、保福子施設を目的とする来訪者の道の駅への立ち寄り需要を期待します。また、保福子施設では、調理室で道の駅の食材等を活用し、高齢者も一緒に食事ができる子ども食堂の連携や、道の駅のイベント等と連携した、福祉・健康に関する気軽な相談受け付けなどを想定しています。 |
| 14 | 芝生広場隣接の民間施設について | 芝生広場に隣接する民間施設について温浴施設や宿泊施設が候補にあがっていました。現在の状況をご教示下さい。 | 南新地地区の公募状況はホームページで公開しています。現時点では17-1街区は事業者が決定しており、10、11街区は現在公募中です。 芝生広場に隣接する街区の活用は未定ですが、引き続き市において積極的な誘致活動を行っていきます。 参考：あらかい海陽スマートタウンの公募状況 https://www.city.arao.lg.jp/smarttown-tokusetu/3118.html |
| 15 | 提案価格内訳書について | 様式4-2 提案内訳書について割賦金利は非課税枠が用意されていますが保険料等の非課税費用は枠がありません。他の費用と一緒に消費税1.1倍しても良いのですか。 | 様式4-2の注意事項に記載のとおり、割賦金利以外は税込で提案価格を提案してください。 |
| 16 | 遊び場スペースの利用料金上限金額について | 遊び場スペースの利用料金上限金額について、400円/時は市内・市外で分ける場合、市内はこの金額より下げるとのことでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------|---|---|
| 17 | 多世代交流施設の開館日 | 多世代交流施設の多目的スペース、調理室なども年中無休とのことですが正月等も開館するのでしょうか。 | 年中無休ですが、提案により年末年始（12/29～1/3）に閉館することも可能です。 なお、なお、開館日の中で、別途、定期点検等による数日間の閉館日を設けることは、市との協議の上、可とします。 |
| 18 | 子育て機能の開館日 | 子育て機能は年中無休ですか。 | 遊び場スペース、託児室は事業者提案です。 |
| 19 | 道の駅の来場見込みについて | 道の駅の来場見込みをご教示下さい。 | 「道の駅あらお（仮称）基本計画」（R3.4）では、年間利用者数を約74万人と試算しています。そのうち物販施設については、レジ通過者を50%に設定し、年間37万人と試算しています。 参考：道の駅あらお（仮称）基本計画 https://www.city.arao.lg.jp/pdf/d1Pq=90774_filelib_c41b91729db758fc80f734a45c5b23dd.pdf |
| 20 | 高潮ハザードマップについて | 建築形態の中の、「高潮ハザードマップ」に示す最大浸水深を考慮し、災害時の活用を想定する機能・施設については、浸水被害から免れるよう、必要な対策を講じることとありますが、実際に高潮による浸水被害が起きた場合、この場所を避難施設として機能させるのでしょうか。その他、対策を講じる為の考え方をご教示ください。 | 大規模な高潮や台風災害が予見されるケースでは、本施設を避難所として活用する想定はしておりません。 高潮対策としては、受変電設備の配置対策となります。例えば、蓄電池や受変電設備を浸水しない高さに設置することや屋外に出す場合の塩害対策などを施すことを求めています。 その他詳細は要求水準書を参照の上、提案してください。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|
| 21 | 高潮ハザードマップについて | 高潮ハザードマップの5m浸水について、海側に5mの高潮対策用防潮堤があるが、防災マップ上高潮は現時点で5mになっている。これは、防潮堤完成後も5mの高潮が来るのか、それとも防災マップは変更されるのか。 | 高潮ハザードマップは、新堤防完成後もなお、堤防が決壊することを考慮し、最大級の災害を計算したことを想定して作成しているため、防災マップの変更は予定していません。 |
| 22 | 遊び場スペースの要求面積について | 1月6日公表の要求水準に関する質疑回答No. 5において、遊び場スペースの規模縮小に関する質疑に対し、要求事項に遵守する前提で提案に委ねると回答あります。これは、要求水準事項さえ守れば施設面積は事業者の提案であるという理解でよろしかったでしょうか。また、遊び場スペース以外でも要求水準を守れば面積を減らす提案は可能なのでしょうか。 | 要求水準書に施設規模を記載しており、「程度」と記載している施設についてはお見込みのとおりですが、「以上」と記載している施設については面積を減らさずに検討してください。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------|--|--|
| 23 | 大屋根広場の収容人数と面積について | 大屋根広場は具体的な収容人数の想定はありますか。要求面積が650程度となっていますが例えば500㎡程度で計画するなど面積の増減はどの程度許容頂けますでしょうか。 | 収容人数の想定はありません。面積は要求水準に記載する事項を踏まえ提案に委ねます。 市としては、大屋根空間はウェルネス拠点施設のエントランス空間として、また、隣接する芝生広場と一体的な活用を踏まえた賑わい創出あるいは交流促進の場として明るく開放的な整備を期待しています。 なお、要求水準書P39に記載の検診車の駐車スペースについて、大屋根広場の屋根空間を活用した配置も可能としているため、兼用する場合はその点も考慮のうえ提案してください。 |
| 24 | 大屋根広場の収容人数と面積について | 芝生広場と道の駅間の道路は将来的に横断歩道などを設置する想定でしょうか。 | 12街区と9街区間の道路については、一般車両が片道一車線で相互に通行できるよう整備することを想定しています。例えば、土日などにエリアを一体的に活用し、一時的に歩行者天国などを実施することも想定しています。 ただし、現時点では横断歩道を設置する計画はありません。 芝生広場は、ウェルネス拠点施設が整備されるまでに整備も実施する予定です。 |
| 25 | 各諸室の配置の考え方 | 福祉機能側に必要なコホート研究室の書庫・倉庫は必要でしょうか。コホート研究室が70㎡程度要求されているが、作業スペースや資料の保管範囲を含め70㎡に収まる為新たにコホート研究室用の書庫・倉庫を整備する必要はないという理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|--------------------|---|
| 26 | 検診車の配置の考え方 | 健診の流れについて教えてください。 | 健診の流れについては、別途提示する、今の健診の流れが分かるフロー図を参照してください。 |
| 27 | 検診車の配置の考え方 | 検診車の運用について教えてください。 | 8台の検診車は同時可動の可能性があるため、検診車は雨天時に全て雨に濡れないように整備する必要があります。 また、駐車場ではなくスペースがあれば問題ありません。 健診の種類が多い時は8台の検診車が来ますが、健診の種類が少ないと8台は来ません。 8台検診車に来る健診は集団検診です。（提供している資料7_大人の検診日程を参照ください） 資料に骨と記載されている健診については8台の検診車を使うとご理解ください。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|---|---|
| 28 | 検診車の配置の考え方 | 検診バスへの乗車は、後ろから入るタイプか横から入るタイプかどちらでしょうか。 | 今は横から入るタイプが多いですが、委託先によって今後変わる可能性があります。 |
| 29 | 検診車の配置の考え方 | 健診の流れについて、建物内で健診をした後、最後に検診車を使い健診するのが一連の流れでしょうか。 | 健診の流れは、施設内で健診後検診車を用いて健診を行い、最後に問診票を預かり終了となります。問診票をどこで集めるかにもありますが、概ねの流れは、別添の健診のフローのとおりです。 |
| 30 | 検診車の配置の考え方 | 検診車で健診する人は、車の前で順番を待つのでしょうか。それとも建物内で健診を待つのでしょうか。 | 健診を受ける方は、車の前で健診を待つことを想定しています。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|---|---|
| 31 | 検診車の配置の考え方 | 健診時、多目的スペースでブースを作る場合、防音性を求められています。現在は組み立て式のパーティションが使われていると思いますので、防音性を求める意思をお教えてください。 | 健診については、子ども健診にも利用する予定であり、子どもの泣き声などもあるため、声が小さくなる程度の防音性が必要であると考えています。 天井まで続く防音性を求めているのではなく、遮音性をある程度満たした施設を想定しています。 |
| 32 | 検診車の配置の考え方 | 検尿は会場で実施するのでしょうか。 | 検尿は基本的に自宅で採取して持ち込んでいただくが、忘れた方については会場で採取いただくことを想定しています。 |
| 33 | 健診時の多目的スペースの活用方法について | 保健機能（健診会場及び待合スペース）について、貴市が想定する健診会場としての新施設の使用規模・頻度・運用イメージをご教示ください。 参考資料として別添資料7にて現在、荒尾市が実施している「健診スケジュール」を提供いただいておりますが、原則的に実施中のすべての健診を新施設で実施予定という理解でよろしいでしょうか？ | 健診会場としての使用頻度やイメージは、前述の回答のとおりです。 規模については要求水準書別添資料7にて示すとおり、R4年の大人の健診は年間35日、母子対象の健診が年間48回で、現時点では、この回数を実施する予定です。 |
| 34 | 健診時の多目的スペースの活用方法について | 託児をお願いしたい人と、支援・相談のサービスを受けたい人が同じタイミングで来ることは想定されますか。 託児室の中で更に部屋が分かれている必要があるのでしょうか。 | 前段について、同じタイミングで来る可能性はあります。 託児について、毎日実施することはないと想定しており、週3以上回実施する支援事業の方が頻繁に利用されると想定しています。 後段について、事業者の提案に委ねます。 |
| 35 | EV充電器について | EV充電器について、急速充電器の設置を要求水準書に記載されていますが、複数台の普通充電器を設置するといった提案と変えることは可能でしょうか。 | EV充電器については、道の駅は道路利用者が多く経路充電の需要が高いため、急速充電器の設置は必須とします。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|--|--|
| 36 | 事業契約解除について | 独立採算事業（物販・飲食）が撤退し一定期間事業継続が困難となった場合、事業契約書(案)第76条において契約解除となる可能性がある点について、契約解除は直ぐに実施する訳ではなく、事業者、行政共に独立採算事業の継続を目指し協力・協議を行った結果にもかかわらず、継続が困難と判断された場合に契約解除となるということによるのでしょうか。 | 事業契約書（案）第76条は、事業者の責めに帰すべき事由による場合です。 独立採算事業について、事業者の責めに帰すべき事由により要求水準を満たさない事態が発生した場合は、まず募集要項別紙4のP40に示すモニタリングの流れを準用し、市と協議の上、一定の是正期間を設けた上で改善要求を行います。 この是正期間を経ても改善が見られない場合、第76条に基づき契約解除となる可能性があります。 事業者側で通常予見できる範囲外の事象、例えば新型コロナウイルスのような感染症などによって独立採算事業の実施が困難となった場合は、協議の上、継続に関しては決定します。 |
| 37 | 事業契約解除について | 76条に該当し、契約解除なった場合は全部の事業が解除されるという理解で宜しいでしょうか。 | 第76条2項には、「本事業契約の全部又は一部を解除することができる。」とあるため、一部のみ解除する場合も想定されま |
| 38 | 事業契約解除について | 独立採算事業のみ契約解除した場合でもペナルティの対象はサービス対価であるということでしょうか。 | 独立採算事業であるか否かに関わらず、違約金として、市が支払うサービス対価（本施設引渡し以後の契約解除であれば、開業準備業務及び維持管理・運営業務のサービス対価が該当）の10分の1を支払う必要があります。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|--|--|
| 39 | 北側芝生広場について | 貴市にて整備する事業敷地北側の芝生広場について、遊具等の設備を設置する予定はありますでしょうか。 | <p>遊具を整備する予定はありません。</p> <p>芝生広場整備時期は、令和7年度中の完成を想定しています。</p> <p>整備内容は芝張り後、ベンチ・東屋・水道・手洗い場を予定しています。</p> <p>管理は荒尾市又はエリアマネジメント団体がを行い、使用料等を徴収したうえでイベント等に貸し出すことを想定しています。</p> <p>公園は都市公園ではなく荒尾市の普通財産として整備するため、火気の使用は可能とする想定です。</p> |
| 40 | 相談室の活用方法について | 多世代交流機能の相談室の利用イメージについてご教示ください。 | <p>多世代交流機能の相談室は、市及び社会福祉協議会が運営します。当該相談室は、市及び社会福祉協議会が連携して、子育てや福祉に関する相談など、様々な用途を想定しており、総合相談の受付及び個室を配置する必要があります。</p> <p>相談室は、行政事務室に隣接する位置に配置してください。</p> <p>相談室のうち、市民が個別に相談できる個室の個数は、「荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本計画」に示すとおり、6部屋を想定していますが、事業者の提案に委ねます。</p> <p>なお、相談室と遊び場スペースが離れた位置に配置される場合、個室の一部については、遊び場スペースの利用者からの子育て等に関する相談にスムーズに市及び社会福祉協議会が応じられるように、遊び場スペースの隣に配置するものとしてください。</p> <p>ただし、個室を分散配置するか否かにかかわらず、相談室の機能（総合相談の受付及び個室）全体として、90㎡以上を確保してください。</p> <p>詳細は要求水準書（修正版）を参照してください。</p> <p>参考として、事業者が受ける相談は要求水準書105頁（2） 保護者交流及びネットワーク化促進業務全般です。</p> |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|--|--|
| 41 | 相談室の活用方法について | 相談に訪れる市民は予め予約をしてくるのか、直接窓口に来られるのか教えてください。 | 事前に相談のご連絡があるケースもありますが基本的には半分半分とお考え下さい。 部屋が埋まった場合は待っていただきます。 |
| 42 | バスルートについて | 既存の路線バス引き入れの際にどこからきてどこに行くかルートを教えて頂けないでしょうか。 | 現時点では未定です。 荒尾市内における交通結節点である荒尾駅とゆめタウンシティモールが発着点になる可能性は高いですが、事業契約締結後にバス事業者と協議のうえ決定する予定のため、現時点でルートの想定はありません。 事業者として、街区の中を想定してルートを含めて提案いただくことは問題ありません。 現状、場外馬券場にはバスを運行する予定です。 また、駅と事業敷地間にはバスを運行する予定です。 |
| 43 | バスルートについて | 事業地以外で止まる予定のバスの発着場所がありますでしょうか。 | バス事業者との協議が必要であるが、各街区にバスが停車するよう調整したいと考えています。 現状は、場外馬券場にてバス停を設置することを協議中です。 |
| 44 | 従業員・職員用駐車場について | インター及び高架下状況がわかる図面等を提示頂けないでしょうか。また出入口の制限はありますか。 | 要求水準書の配布資料1、周辺道路設計図以外の高架下の図面はありません。 出入口の制限に関しても協議が終わっていないため、現時点で未定です。 従業員と職員用の駐車場の詳細は有明海沿岸道路を管轄する国交省等との協議によるため、現在詳細は未定です。 |
| 45 | 従業員・職員用駐車場について | 道路の高さについても情報はないのでしょうか。 | 想定ですが、行部分の高さは11m程度と思われます。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|---|---|
| 46 | 図面共有依頼について | 敷地内の現状レベル、敷地周辺の道路・歩道・堤防のレベルがわかる資料を提示頂けないでしょうか。 | 提出できる資料は既に提示しています。 今後提供できる資料があれば、随時提供します。 なお、雨水排水については、12街区の北側は道路の側溝に流してください。南側・西側・東側は雨水桝に繋げる必要があります。 |
| 47 | 1号公園の活用方法について | 1号公園はどのような使い方を想定しているのでしょうか。 | 1号公園は遊具を設置する予定です。3号緑地は遊歩道として公園と一体整備を行う予定です。 1号公園はインクルーシブ遊具も設置する想定です。 |
| 48 | 情報発信機能施設の常駐について | 情報発信機能について、人員を常駐する必要はありますか。 | 配置については事業者提案としており、必ずしも配置する必要はありません。 |
| 49 | 広報に関して | 広報・パンフレット、モニターに配信するコンテンツなどの資料については事業者にて作成が必要でしょうか。 | 市として提供できる情報はお渡しします。 その他にも事業者にて発信できるコンテンツ等について提案を期待しています。 |
| 50 | 3号緑地の整備について | 3号緑地について、整備するイメージや図面などはありますか。 | 現時点で図面はありません。 来年度設計、令和6・7年で施工を予定しています。 図面について、今後提供できる資料があれば提供します。 |
| 51 | 堤防の活用方法について | 堤防の向かい側に人が歩けるスペースがあるように見えたが一般の方が下りられる階段などを整備する予定はありますか。 | 階段はありますが、現在は、当該階段から干潟に降りることはできません。 |

対話議題に関する共通認識事項（第2回）

| No. | 対話議題 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------|---|--|
| 52 | 避難所の考え方について | 一次避難所と緊急避難所の定義について、この避難所とは地震等の災害であり風水害については避難所ならない。という理解でよろしいでしょうか。 | 台風や高潮など事前に予期できる災害時は、この場所を避難所として使用する想定はありません。 |